

事業報告書  
(自 令和4年 3月 1日 至 令和5年 2月28日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 一步会 山下医院
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人  
 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市川下町449番地
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 10年 3月12日
- (4) 設立登記年月日 平成 10年 3月23日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山下 和徳	
理 事	山下 信子	
同	山下 太司	
監 事	江崎 作博	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			
診療所	山下医院	長崎県佐世保市川下町449番地	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人保健施設			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 4月27日 令和3年度決算の決定

令和 5年 2月20日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 一步会 山下医院  
所在地 長崎県佐世保市川下町449番地

※医療法人整理番号

貸借対照表  
(令和5年 2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	43,615	I 流動負債	7,107
II 固定資産	13,941	II 固定負債	25,020
1 有形固定資産	11,742	負債合計	32,127
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	2,199	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	15,429
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	25,429
資産合計	57,556	負債・純資産合計	57,556

法人名 医療法人 一步会 山下医院  
 所在地 長崎県佐世保市川下町449番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和4年 3月 1日 至 令和5年 2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	75,996
2 事業費用	72,237
本来業務事業利益	3,759
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	3,759
II 事業外収益	262
III 事業外費用	259
経常利益	3,762
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	3,762
法人税等	680
当期純利益	3,082

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 一步会 山下医院  
所在地 長崎県佐世保市川下町449番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
(令和5年 2月28日現在)

1. 資 産 額	57,556 千円
2. 負 債 額	32,127 千円
3. 純 資 産 額	25,429 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	43,615
B 固 定 資 産	13,941
C 資 産 合 計 (A+B)	57,556
D 流 動 負 債	7,107
E 固 定 負 債	25,020
F 負 債 合 計 (D+E)	32,127
G 純 資 産 (C-F)	25,429

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 一步会 山下医院  
理事長 山下 和徳 殿

私は、医療法人 一步会山下医院の令和4年会計年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 4月25日

医療法人 一步会 山下医院

監 事 江 崎 作 博

原本に相違ありません。

〒251-0214 佐世保市川下町448  
医療法人一步会 山下 医院  
電話(0956)47-5510  
理事長 山下 和徳

